共立ビルサービス株式会社

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

弊社は、労働者が自己の能力を最大限に発揮し、仕事と家庭や子育てを両立し働きやすい雇用環境整備を実施するため、行動計画を策定いたします。

１，　計 画 期 間 ：令和３年９月１日 ～ 令和７年８月３１日までの５年間

２，　内　　容

〇目標１　労働時間削減への取り組み

【対策】 ノー残業デー及びプレミアムフライデーの積極的な周知活動

〇目標２　年次有給休暇の取得促進

【対策】 誕生日及び記念日などに有給休暇の取得推奨

〇目標３　在宅勤務制度の導入

【対策】 制度導入に向けた環境整備の実施

〇目標４　子育てを支援する多種多様な働き方に付随する制度の策定と導入の両立を図る

【対策】 労働時間の有効的な活用を実現できる制度導入を目指します

共立ビルサービス株式会社

女性活躍推進に関する情報公開

１．　採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和５年９月～令和６年８月）

一般事務関係	清掃技術関係	設備技術関係	サービス関係	全労働者
０％	７６．３％	０％	０％	７６．３％

２．　労働者に占める女性労働者の割合（令和６年８月末）

一般事務関係	清掃技術関係	設備技術関係	サービス関係	全労働者
３５．０％	７７．２％	０％	０％	７５．６％

３．　年次有給休暇取得率

正社員	アルバイト･パート	全労働者
５９．６％	３９．４．％	４０．２％

４．　中途採用比率の公開

正規雇用労働者の中途採用比率	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	１００％	１００％	５０％

共立ビルサービス株式会社

５．　男女賃金差異

	男女の賃金差異 （男女の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	６８．７％
正規雇用労働者	２９．０％
非正規労働者	７１．６％

対象期間：2024 年度（2023 年９月～2024 年８月）

・賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

・正規雇用労働者：出向者については、当社から社外への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。

・非正規雇用労働者：期間工、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

※パート労働者については、正規雇用労働者の所定労働時間(1 日 8 時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

基準日：2024 年８月３１日現在